



発行 東京都

目次

65

条 例

- 東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例（総務局）…二
- 東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例…四
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…四
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例…五
- 東京都都税条例の一部を改正する条例…（主税局）…五
- 東京都宿泊税条例の一部を改正する条例…（同）…六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例…（東京都教育委員会）…六
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例…（同）…七

条例のあらまし

●東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第六〇号）

- 一 東京都特定非常災害の被害者等の権利利益の保全等を図るため、所要の改正を行います。
- （一）対象者を東京都特定非常災害の被害者及び新型コロナウイルス等のまん延の影響を受けた者とします。
- （二）題名を「東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例」に改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第六一号）

- 一 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六一号）の施行による地方自治法施行令（昭和二十二年政令第一六号）の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第六二号）

- 一 新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給額の特例を定めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、令和二年一月二四日から適用します。

●職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六三号）

- 一 時間講師を会計年度任用職員として任用することに伴い、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第六四号）

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の施行等に伴い、所

要の改正を行います。

(一) 総則

納期限の延長等に係る延滞金の割合を引き下げます。

(二) 固定資産税

土地又は家屋について、登記簿上の所有者等が死亡している場合、現所有者に氏名、住所等を申告させる制度を導入します。

(三) 自動車税

自家用乗用車の環境性能割の税率を一パーセント分軽減する臨時的措置について、対象期間を延長します。

令和二年九月三〇日まで取得 ↓ 令和三年三月三二日まで取得

二 この条例は、令和三年一月一日ほかから施行します。

●東京都宿泊税条例の一部を改正する条例 (条例第六五号)

一 東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間の変更等に伴い、宿泊税の課税免除期間を延長します。

平成三二年七月一日から同年九月三〇日まで

↓ 令和二年七月一日から令和三年九月三〇日まで

二 この条例は、公布の日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六六号)

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (令和二年政令第一二九号) の施行に伴い、介護補償の限度額を改定するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第六七号)

一 東京都立水元特別支援学校の位置を改めます。

二 この条例は、令和二年九月一日から施行します。

条 例

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十号

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例の一部を改正する条例

東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例 (令和二年東京都条例第五十四号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東京都特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例

第一条中「新型コロナウイルス感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) 附則第一条の二第二項に規定するものをいう。以下同じ。) のまん延の影響を受けた者」を「東京都特定非常災害の被害者」に、「行政上の権利利益」を「東京都特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益」に改める。

第三条第一項を次のように改める。

東京都特定非常災害発生日以後に条例等に規定されている履行期限が到来する義務 (以下「特定義務」という。) であつて、東京都特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任 (過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。) が問われることを猶予する必要があるときは、規則で、東京都特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限 (以下「免責期限」

という。)を定めることができる。

第三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「免責期限が定められた後、前二項」に、「令和二年八月一日」を「免責期限が到来する日の翌日」に、「都規則等」を「規則」に、「新型コロナウイルス感染症のまん延」を「東京都特定非常災害」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が東京都特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「若しくは都規則等(東京都規則)を」、「規則」に、「及び地方公営企業法」を、「地方公営企業法」に改め、「をいう。第四項及び次条第二項において同じ。」を削り、「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者」を「東京都特定非常災害の被害者」に、「令和二年九月三十日」を「東京都特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「延長期日」という。)」に改め、同項第一号中「令和二年四月七日」及び「同日」を「東京都特定非常災害発生日」に改め、同項第二号中「令和二年四月七日」を「東京都特定非常災害発生日」に改め、同条第三項中「新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者」を「東京都特定非常災害の被害者」に、「令和二年九月三十日」を「延長期日」に改め、同条第四項中「第一項又は前項の規定」を「延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定」に、「令和二年十月一日」を「延長期日の翌日」に、「都の機関の長」を「第一項の都の機関の長」に、「第一項又は前項の例」を「同項又は前項の例」に、「都規則等」を「規則」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(東京都特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生し

た場合には、当該非常災害を東京都特定非常災害として東京都規則(以下「規則」という。)で指定するものとする。この場合において、当該規則には、当該東京都特定非常災害が発生した日を東京都特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の規則においては、次条以下に定める措置のうち当該東京都特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を規則で追加して指定するものとする。本則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス等のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等)

第五条 前三条の規定は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項に規定する新型コロナウイルス等緊急事態(新型コロナウイルス等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。)について準用する。この場合において、第二条の見出し中「東京都特定非常災害」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型コロナウイルス等のまん延の影響を受けた者」と、「東京都特定非常災害として」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」と、「東京都特定非常災害発生日」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」と、「東京都特定非常災害」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態」と、第三条第一項中「東京都特定非常災害の被害者」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態における新型コロナウイルス等のまん延の影響を受けた者」と、「東京都特定非常災害発生日」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態発生日」と、同条第三項中「東京都特定非常災害の被害者」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態における新型コロナウイルス等のまん延の影響を受けた者」と、同条第四項中「東京都特定非常災害発生日」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態発生日」と、同項から同条第三項までの規定中「東京都特定非常災害に」とあるのは「東京都特定新型コロナウイルス等緊急事態に」と読み替えるものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

2 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の第二項に規定するものをいう。)については、同項の政令で定める日までの間は、同法第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等とみなして、この条例の規定を適用する。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の東京都における新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第二条及び第三条の規定並びにこれらの規定によりした処分、手続その他の行為は、改正前の条例の施行の際現に発生している新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定するものをいう。)のまん延について、なお効力を有する。

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十一号

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

例

東京都知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年東京都条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二百三条の二第二項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十二号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

(防疫等業務手当に関する措置)

3 第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る業務(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「三千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4 前項の規定は、令和三年一月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

附則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第三項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

2 この条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により防疫等業務手当を支給された職員で改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなる者については、改正前の条例の規定により支給された防疫

等業務手当は、同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十三号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する

条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十条第一項第一号」を「第五条第一項第一号（同条例第十条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十四号

東京都条例の一部を改正する条例

東京都条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。第四十八条の十五の二中「ゴルフ競技として」の下に「、又はその公式の練習のため」を加える。

第三十六条の三の次に次の一条を加える。

（現所有者の申告義務）

第三十六条の四 現所有者（法第三百八十四条の三に規定する現所有者をいう。以下

この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。ただし、二以上の現所有者がある場合で、一の現所有者が他の現所有者に係る第一号に掲げる事項の申告をしたときは、当該他の現所有者については、この限りでない。

- 一 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称及び次号に規定する個人との関係
- 二 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める事項

第三百三十七条第一項中「又は第三百三十六条の二の規定により」を「若しくは第三百三十六条の二の規定により、又は現所有者が前条の規定により、」に改める。

附則第三条の三第一項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項及び第三項において同じ。）」に、「この条において同じ）」を「この項及び第四項において同じ）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、同条第二項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」とを「当該加算した割合」とに改め、同条第三項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「特例基準割合」を「加算した割合」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前三項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前三項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）及び計算した割合が年

〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第六条の三第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四十八条の十五の二及び附則第六条の三第二項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日
- 二 第三百三十六条の三の次に一条を加える改正規定、第三百三十七条第一項の改正規定及び附則第四項の規定 令和三年四月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）附則第三条の三第一項から第四項までの規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

3 新条例第四十八条の十五の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

4 新条例第三百三十六条の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十五号

東京都宿泊税条例の一部を改正する条例

東京都宿泊税条例（平成十四年東京都条例第一百一十号）の一部を次のように改正する。附則第七項の見出し中「開催」を「開催等」に改め、同項中「平成三十二年七月一日」を「令和二年七月一日」に、「同年九月三十日」を「令和三年九月三十日」に改め

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十六号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「十六万五千五百五十円」を「十六万六千九百五十円」に改め、同項第二号中「七万七千九百九十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同項第三号中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に改め、同項第四号中「三万五千四百円」を「三万六千五百円」に改める。

付則第一条の三第五項及び第六項中「百分の五」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新条例第八条の二第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第八条の二第二項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十七号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表四の部同水元特別支援学校の項位置の欄を次のように改める。

—— 葛飾区西水元五丁目二番一号 ——

附 則

この条例は、令和二年九月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

